

平成 29 年度第 2 回

札幌市障がい者施策推進審議会

会 議 録

日 時：平成 30 年 3 月 26 日（月）午後 2 時 30 分開会  
場 所：札幌市視聴覚障がい者情報センター 2 階 大会議室

## 1. 開 会

○事務局（中田企画調整担当課長） それでは、定刻前ではありますが、皆様がおそろいでございますので、ただいまより、平成29年度第2回札幌市障がい者施策推進審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、年度末で大変お忙しい中、多数ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

冒頭の進行を務めさせていただきます札幌市保健福祉局障がい福祉課企画調整担当課長の中田でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

### ◎事務局連絡事項

○事務局（中田企画調整担当課長） 最初に、本日の配付資料の確認をさせていただきますと思います。

皆様のお手元に、平成29年度第2回札幌市障がい者施策推進審議会次第をお配りしております。1枚めくっていただきまして、委員名簿がついております。

次に、本日の資料ですけれども、審議事項が1点、報告事項が2点、情報提供が2点ということで、まず、審議事項1の障がい児支援体制検討部会からの答申案についてということで、資料1-1と資料1-2がございます。次に、報告事項1のさっぽろ障がい者プラン2018の策定についてということで、資料2-1と資料2-2がございます。次に、報告事項2の手話言語条例の制定についてということで、資料3がございます。続きまして、情報提供1の改正障害者総合支援法についてということで、資料4がございます。最後に、情報提供2の平成30年度予算における主要事業等についてということで、資料5がございます。また、北海道難病連様からご提供いただきました障害者総合支援法の対象となる疾病を359に拡大しますと書かれました資料を追加で配付させていただいております。

資料等に不備はございませんでしょうか。

もし不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。

なお、開催通知では、報告事項として、障者就労施設等からの物品等の優先調達についてということをご予定の議題として上げさせていただいておりましたが、調達方針に關しまして大きな変更がございませんことから、今回の議題としては取り下げさせていただいております。

平成29年度の調達実績等につきましては、集計が終わり次第、改めて本審議会にてご報告をしたいと考えております。

続きまして、本日ご出席の委員の皆様を座席の順にご紹介させていただきます。

成年後見センター・リーガルサポート札幌支部幹事の旦尾委員でございます。

札幌市社会福祉協議会事務局副局長の安達委員でございます。

札幌市精神障害者家族連合会専務理事の伊藤委員でございます。

札幌山の手養護学校教諭の薄井委員でございます。

札幌市中途失聴・難聴者協会会長の扇谷委員でございます。

北海道中小企業家同友会札幌支部障がい者問題委員長の大場委員でございます。

児童発達支援センターきらめきの里総合施設長の加藤委員でございます。

札幌市民生委員児童委員協議会理事の高柳委員でございます。

札幌公共職業安定所統括職業指導官の地吹委員でございます。

就労継続支援事業所札幌社会復帰センター法人統括施設長で本審議会の会長の森本委員でございます。

札幌市身体障害者福祉協会会長で本審議会の副会長の浅香委員でございます。

札幌市手をつなぐ育成会副会長の長江委員でございます。

札幌市精神障害者回復者クラブ連合会会長の細川委員でございます。

北海道難病連専務理事の増田委員でございます。

北海道立心身障害者総合相談所所長の森委員でございます。

札幌肢体不自由福祉会理事長の山内委員でございます。

札幌市視覚障害者福祉協会会長の近藤委員でございます。

なお、本日は、北星学園大学短期大学部教授の藤原委員が所用により欠席ということでご連絡をいただいております。

本日は、ご多忙の中、17名の委員のご出席をいただいております。札幌市障がい者施策推進審議会条例第7条第2項により過半数を超えておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、事務局の紹介を簡単にさせていただきます。

改めまして、私は、企画調整担当課長の中田でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（松原障がい福祉課長） 障がい福祉課長の松原でございます。きょうは、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（安田自立支援担当課長） 自立支援担当課長の安田でございます。いつもお世話になっております。大変恐縮ではございますけれども、公務の都合により、この後、退席をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（渡辺事業管理係長） 障がい福祉課事業管理係長の渡辺でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（松下コミュニケーション支援担当係長） 障がい福祉課コミュニケーション支援担当係長の松下と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（樋口事業計画担当係長） 同じく、障がい福祉課事業計画担当係長をしております樋口と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（名塚調整担当係長） 同じく、調整担当係長の名塚と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（堀井給付管理係長） 同じく、給付管理係長の堀井でございます。よろしくお

願いをいたします。

○事務局（中田企画調整担当課長） 以上、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、ここからの進行は、本審議会会長の森本委員にお願いしたいと存じます。

○森本会長 それでは、ここからの進行を務めさせていただきます森本でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

第1回目が10月だったのですが、そのときは大谷選手の札幌ドームラスト登板の日だったのです。そして、第2回目が今週の金曜日でプロ野球が開幕をするということで、日にちがたつのは早いな、春が来たなと感じております。余計なことをしゃべりまして、申しわけございませんでした。

ここで、皆様の一つ、二つのお願いがございます。

ご発言の際には、情報保障の観点から、なるべくゆっくりとお話をしていただければと思います。

また、事務局説明等の発言の中で、もし意味のわからない言葉などがございましたら、遠慮なく申しつけていただきたいと思いますと思っております。

## 2. 議 題

○森本会長 それでは、早々、議題に入ってまいりたいと思います。

まず、審議事項となりますが、障がい児支援体制検討部会からの答申案についてです。

札幌の障がい児支援体制について、児童発達支援センターの支援体制の在り方や市有療育施設の在り方など、中長期的な視点で方向性を定めるため、本審議会に札幌市から諮問があったものでございます。

今回の審議会では、検討部会の議論が案としてまとまったということですので、事務局から説明をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（中田企画調整担当課長） 企画調整担当課長の中田からご説明申し上げます。

私からは、昨年3月28日に本審議会に諮問をさせていただきました札幌市の障がい児支援体制の在り方の答申案につきまして説明をさせていただきます。

このたびは、検討部会での審議がまとまりましたので、本審議会に報告をさせていただくとともに、内容についてご承認をいただきたいと思いますと考えております。

まず、答申（案）の内容についてでございます。

答申（案）については、事前に事務局からお送りさせていただいておりますことから、本日は、資料に沿って、概要のみをご説明させていただきます。

まず、（1）児童発達支援センターの支援体制の在り方についてですが、①基本方針について、地域支援の充実を追記するなどの見直しを行い、機能の一層の充実を目指すべきである。②相談支援について、当該センターの利用者のための相談支援だけではなく、地域全体の子どもたちのために相談支援を実施すべきである。③児童発達支援センターの取り組みとして、子育て上の不安や悩みの聞き取りや助言、子どもを支援する輪を広げるた

めの橋渡し、家族支援プログラム、例えば、相談やペアレント・トレーニング等になりますが、その家族支援プログラムの実施など、家族支援に力を入れるべきである。

続きまして、(2) 市有療育施設の在り方についてですが、①児童発達支援センターについて、1区に1カ所程度のバランスのよい配置が望ましい。②将来的に、ちくたくのような専門的な医療機能や入所機能を含む複合施設がもう1カ所設置されるのが望ましい。③ちくたくの構成施設のうち、診療所である子ども心身医療センターは、引き続き札幌市で運営すべきであるが、自閉症児支援センター「さぼこ」及び児童心理治療センター「こころぼ」については、課題を整理し、将来的な施設運営の在り方を検討すべきである。

最後に、(3) 医療的ケア児の支援体制の在り方についてですが、①医療的ケア児について、日常生活を営む上で医療的ケアが必要な子どもと広く捉えるべきである。②医療的ケア児及びその保護者には、さまざまな悩みが複合的に存在していると思われる。まずはその実態を把握し、課題を整理すべきである。③今後については、自立支援協議会の子ども部会に設置される協議の場において、本答申内容及び国の動向を踏まえて、保健、医療、福祉、教育等の各分野が連携し、医療的ケア児の支援体制の構築を目指した詳細かつ活発な協議が行われることを要望するといった内容となっております。

これらの内容につきましては、今すぐやるべきというよりは、中長期的な視点に立った方向性についての意見ということで、早期の実現はなかなか難しいものも含んでおりますが、障がいのあるお子様たちのために着実に実現していただくよう求められているものでございまして、札幌市といたしましても、いただいた答申内容を最大限に尊重して、今後の施策を考えていく必要があるというふうに考えております。

続きまして、検討の経過についてですが、昨年3月に諮問をさせていただいた後、7月、8月、9月、11月、12月の5回にわたって審議を行い、どの回も非常に活発な議論が行われたものでございます。

最後に、検討部会の委員については、幅広い分野の方々をお願いをさせていただきました。

ご紹介いたしますと、日本発達障害ネットワーク北海道会長の上田委員。本日もご出席いただいておりますが、社会福祉法人榆の会総合施設長の加藤委員。札幌市手をつなぐ育成会副会長の菊池委員。社会福祉法人麦の子会総合施設長の北川委員。なお、北川委員につきましては、札幌市自立支援協議会の子ども部会長としてのお立場でもご参加いただいております。副部会長を務めていただきました。北海道立子ども総合医療・療育センターの総合発達支援センター長の才野委員。それから、本日はご欠席ですけれども、北星学園大学短期大学部教授の藤原委員。藤原委員には、この会の部会長を務めていただきました。札幌地区児童発達支援連絡協議会の古川委員。社会福祉法人北翔会の相談室あゆみの山田委員。山田委員には、札幌市自立支援協議会の相談支援部会を代表してのお立場でもご参加いただきました。札幌肢体不自由児者父母の会の会長の渡辺委員。

以上、9名の委員の方々にご議論をいただいたところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○森本会長 ありがとうございます。

この本部会に参加されておりました加藤委員から、何か補足等がございましたらお願いをいたします。

○加藤委員 公立児童発達支援センターあり方検討会議を経て、支援体制の在り方についてという検討委員をさせていただいております。公立児童発達支援センターあり方検討会議では、ここに書かれていることのほかに、札幌市の公立のセンターの在り方についても今後どうしていくかということで、保護者の方々へのアンケートや、具体的な聞き取りを札幌市で行って、非常に努力していただいて、通っている方々の意見もきちっと吸い上げた形でこういった意見が出てきたという経過がございます。

その上で、公立の既存のセンター及び療育施設に関しては、民間への移譲、また、指定管理等の方法につながっていくような検討の流れになっていくと思うのですが、委員会としてお願いをしていたことがありまして、この文章には出ていないですが、より丁寧に引き継いでいただきたいということです。札幌市としてきちっとバックアップをしていただきながら、特に医療的なケアが必要なお子様だったり、障がい非常に重いお子様に関しては、機能訓練等の専門職の配置が、今、みかほ整肢園、ひまわり整肢園は非常に丁寧にされておりますので、今後、そういった経過の中で民間移譲にされていくときには、そこでの支援の状況をきちんと引き継いでいただけるよう、札幌市には、今までと同じような形で、利用者のサービスが低下しない方法で支援をしていっていただきたいというのが委員の一致した意見でした。

この答申の中には書かれてはいないのですが、そういった経過があったことをここでご報告させていただきます。

○森本会長 加藤委員、ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見などがございましたらお願いしたいと思います。

(「なし」と発言する者あり)

○森本会長 それでは、5回にわたる部会での検討と、今の加藤委員からの補足の説明も踏まえまして、本審議会として、諮問のありました本件のおり答申してよろしいか、皆様のご承認をいただきたいと思います。

ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○森本会長 異議なしのご発言をいただきましたので、本案のとおり答申することとし、後日、札幌市に答申書を提出したいと思います。

ありがとうございます。

それでは、次の事項に移らせていただきます。

報告事項1、さっぽろ障がい者プラン2018についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（中田企画調整担当課長） こちらも、企画調整担当課長の中田よりご説明申し上げます。

さっぽろ障がい者プラン2018の策定に当たりましては、昨年10月に開催いたしました本審議会におきまして、計画検討部会の議論を踏まえた素案をご審議いただき、ご承認をいただいたところでございます。

素案からの変更点としましては、札幌市の現状と課題として、各種手帳や特定医療費受給者証の所持者の推移を掲載し、これまではプラン後半の資料編に掲載をしておりましたプランの主な進捗状況につきまして、前半に移しております。

また、この後の議題でもご報告いたしますが、手話言語条例が制定となりましたことから、このことについても追記をしております。

このほか、プランの最後の項目に用語集を追加しまして、専門用語など言葉の解説を掲載したところでございます。

構成の変更となっているため、見た目は大きく変わっているように感じられるかもしれませんが、プランに記載している内容自体につきましては、大きな変更はございません。

プラン策定までの経過につきましては、本審議会のご承認を得た後、市役所内での他部局を交えた検討を行いまして、昨年11月の市長副市長会議における審議を経て、札幌市としての計画案を固め、12月20日から本年1月18日までパブリックコメントを実施いたしました。

パブリックコメントの際の計画案の冊子につきましては、本審議会の委員の皆様にも情報提供をさせていただいたところでございます。

パブリックコメントの後には、いただいたご意見を踏まえまして、札幌市の考え方を整理した上で、3月8日付で市長決裁を受け、策定に至っております。

パブリックコメントでは、11名から58件のご意見をいただいております。ご意見の内容としましては、日々の生活の中でのお困り事に関する内容や、特定のサービスなどに対するご要望等が多く見られまして、それ自体で計画案から本文の修正という形にはなかなか至りませんでした。ご意見自体は真摯に受けとめまして、今後の市政に生かしてまいりたいと考えております。

パブリックコメントでお寄せいただいた意見の概要と考え方につきましては、紙面の都合上、全てのを掲載というわけにはいかなかったのですが、プラン本書の159ページから164ページにいただいた内容と市の考え方の一部を掲載しております。

本日は、先に資料をお送りさせていただいていることもございまして、一つ一つの説明は省略させていただきますが、この意見概要と本市の考え方の全体版は、プラン公表と同時に別冊子で配布するとともに、ホームページにも掲載させていただきます。

また、計画検討部会の中で、知的障がいのある委員から、プランのわかりやすい版というものを作成してほしいというご意見をいただいております。同様のご意見は、障がい

者団体の意見交換会などでも出されておりましたことから、今回、初の試みとしまして、わかりやすい版を作成しまして、本日、資料２－２として配付させていただいております。

このわかりやすい版は、主に知的障がい関係の団体の皆様にご意見をいただきながら作成をいたしました。特に、知的障がいのある方の当事者団体である札幌みんなの会、それから、ピープル・ファースト北海道には、当課の職員が団体のほうに直接出向きまして、意見交換をさせていただいたところがございます。

内容に関しましては、言葉を簡単にするというだけでなく、できるだけ文章の量を減らすことを意識して作成したところがございます。

また、さっぽろ障がい者プラン２０１８から新たに取り入れました横断的分野と施策分野の関係につきましては、概念的な部分もございまして、本書の図がなかなか難しいというご意見をいただいたことから、５ページに新たに図を作成しました。当事者からは、わかりやすくなったというお声をいただいたところがございます。

わかりやすい版の作成につきましては、先ほどもご説明したとおり、本市としては初の試みであり、また、本書がある程度形になった段階から作業を始めなければならなかったことから、作成期間を十分に取ることができず、いただいたご意見を全て反映できているということにはなっておりません。

先のお話になりますが、３年後には、さっぽろ障がい者プラン２０１８の一部改定も予定しておりますので、今回の策定作業における課題は、次回に生かしてまいりたいと考えております。

さっぽろ障がい者プラン２０１８の本書とわかりやすい版の原稿データ作成と印刷、製本につきましては、障がい者就労施設にお願いをしており、年度末ということで、今週末に納品の予定となっております。年度を明けてからになります。委員の皆様には、完成したものをお送りさせていただきたいと考えております。

さっぽろ障がい者プラン２０１８の策定に当たりましては、計画検討部会の委員の皆様を初め、本市の各附属機関の委員の皆様、障がい者団体の皆様など、大変多くの方のご協力をいただいたものでございます。この場をおかりしまして、厚くお礼を申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

このプランは、完成した時点で終わりということではなくて、完成した時点からが初めてスタートラインに立ったということになるというふうに考えております。

本審議会は、プランの進捗状況の管理も役割の一つとなっておりますので、プランの中身がどういうふうに進んでいくかということも含めまして、委員の皆様方からは、今後とも忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

よろしくお願いたします。

○森本会長 ありがとうございました。

今の障がい者プラン２０１８につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等が何かご



ございましたらお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

以前から、障がい当事者の方々からわかりやすい版をぜひという声がありまして、それが形になったことはすごくよかったという気がしております。

皆様からこのプランに対して何か発言はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○森本会長 ないようでしたら、最後にご質問をお受けする時間を設けますので、そのときにでもご発言をいただけたらと思います。

それでは、次の事項に移らせていただきます。

報告事項2としまして、手話言語条例についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(松下コミュニケーション支援担当係長) コミュニケーション支援担当係長の松下でございます。

私から手話言語条例についてという表裏1枚物の資料3に基づきまして説明させていただきます。

こちらの条例の名称は、資料に記載のとおり、札幌市手話言語条例としております。

この条例策定に至る経緯でございますが、平成28年1月に手話・障がい者コミュニケーション検討委員会を設置しまして、条例に盛り込む内容等について検討してまいりました。

障がい者全体のコミュニケーション手段の利用促進に関しましては、昨年の平成29年12月に一足早く、障がい者コミュニケーション条例として施行してございます。

平成30年の第1回定例市議会に手話言語条例案を提出し、去る3月6日の本会議にて可決成立し、同日に公布・施行をしてございます。

続きまして、条例の概要について説明させていただきます。

手話言語条例の目的ですが、下線を引いてございますけれども、手話が言語であるとの認識を普及することを目的としてございます。

一般的な手話の普及や利用促進につきましては、先に成立しております障がい者コミュニケーション条例に基づき、取り組みを進めていく予定でございます。

裏面に行ってくださいまして、条例の基本理念でございます。

手話が独自の言語体系を有する文化的所産であるということや、手話を使用される方が等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるということの基本理念として行うものとしております。

続きまして、(3)市の責務でございます。

市の責務としまして、関係者と協力して、市民の理解を促進するための施策を行うこととしております。

続きまして、(4)市民の役割でございますが、市民の皆様には、基本理念に対する理解を深めていただきたいということと、市の施策に協力していただくということを努力義

務として規定してございます。

次に、（５）事業者の役割ですが、事業者の皆様にも市の施策に協力するように努めていただくということで、こちらにも努力義務として規定してございます。

附則としまして、条例は公布の日から施行ということで、３月６日に施行してございます。

今後、この条例に基づきまして、手話に関する周知を進めていく予定でございます。

説明は以上です。

○森本会長 ありがとうございます。

この件につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○加藤委員 条例になって、情報のアクセシビリティということで、札幌市でこのようにしていただいたということは非常に良かったと思っています。

札幌は、非常に大きなまちで、大きな会議場や文化施設がたくさんありますので、手話通訳の方が足りていない状況があるのではないかと考えています。というのは、昨年、知的障がい福祉協会の児童部会で全国大会をさせていただいたときに、そこでお仕事をされている方で手話通訳を必要とされる方が参加者の中にいらっしゃったのですけれども、通訳者を探したところ、人手が非常に足りないということをお聞きしまして、お仕事としてされている方も少ないですし、通訳者の育成、確保に関してもあわせて、条例になったことを踏まえて、ぜひ施策の中で考えていただければありがたいと思います。

皆さんはいろいろなところに参加されて、特に札幌はそういった方々もたくさんお越しいただくようなまちですので、その辺の準備、確保もあわせて考えていただければうれしいなと思います。

○森本会長 加藤委員、ありがとうございます。

今の加藤委員の要請を含めてのお願いですが、事務局から、この件について何かございますか。

○事務局（松下コミュニケーション支援担当係長） コミュニケーション支援担当係長の松下でございます。

今、ご意見をいただきましたとおり、札幌市では、今、約６０名の手話通訳が活動している状況です。そのうち、約１０名が専業で通訳をしていただいています。５０名の方は、お仕事をしながら、主婦業の傍らということで活動していただいています。非常に要請が多く、本当にぎりぎりのところで手配をしている状況でございます。

ご指摘いただきましたとおり、今後、通訳の需要等は伸びてくることも考えられますので、手話通訳の養成もあわせて進めていきたいと考えております。

○森本会長 ありがとうございます。

条例にあわせまして、手話通訳者の養成につきましてもご検討していただければと思います。よろしくお願いたします。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○森本会長 それでは、次の議題に進ませていただきたいと思います。

情報提供1として、改正障害者総合支援法についてでございます。

事務局から説明をよろしく願いいたします。

○事務局(堀井給付管理係長) 給付管理係長の堀井でございます。

私からは、合計4ページの資料4に基づきまして、情報提供のご説明をさせていただきますと思います。

このたび、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法と児童福祉法の一部を改正する法律につきまして、平成28年5月に成立され、同年の6月に公布されているところでございます。

こちらの改正法につきましては、本年4月1日に一部を除きまして施行されることとなっております。

こちらについてご説明させていただきたいと思っております。

まず、この改正法の趣旨でございます。

今回の改正法の趣旨につきましては、障がいのある方が、みずからの望む地域生活を営むことができるよう、特に生活と就労に対する支援の一層の充実のほか、高齢の障がいのある方による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るとともに、サービスの質の確保ですとか、向上を図るための環境整備を行うものとなっております。

具体的には、ピックアップして、概要としてご説明させていただきたいと思っております。

今回の法改正の大きい改正項目は三つございます。

一つ目は、障がい者の望む地域生活の支援ということで、具体的には、新しいサービスが幾つか新設されますほか、サービスの対象者範囲の拡大が予定されております。

まず、①の自立生活援助という新しい障がいサービスがこのたび創設されます。

このサービスの内容としましては、障がいのある方が入所している障害者支援施設や、共同生活援助、これはいわゆるグループホームと言われるようなものです。もしくは、精神科の病院などから、地域でのひとり暮らしに移行した障がいのある方などを対象にしまして、居宅における自立した日常生活を営む上での問題について、一定の期間にわたり、札幌市の指定を受けた自立生活援助事業所の職員が定期的にご自宅を巡回して訪問する、もしくは、障がいのある方の電話などでの相談により、必要な情報提供や助言を行うサービスでございます。

イメージしていただくといいと思うのは、おひとり暮らしをしている障がいのある方で、理解力や生活経験がなかなか乏しいような障がいのある方に対して、自立生活援助事業所の職員が、ご自宅に訪問したり、電話でご相談を受けながら円滑にひとり暮らしの継続を図るといった趣旨のサービスでございます。

続きまして、裏面の2ページをごらんください。

次に、②就労定着支援という新しい障がい福祉サービスが創設されるものでございます。

こちらのサービスの内容ですけれども、就労継続支援や就労移行支援というご自宅からその施設に通所をして就労の支援を受けるといった施設の利用を経験した後に、一般企業等に就職をした障がいのある方を対象にしまして、一定の期間にわたり、就労に伴う環境変化により生じた生活面の課題などにつきまして、札幌市から指定を受けた就労定着支援事業所の職員が相談を通じて課題を把握するとともに、実際に働いていらっしゃる企業や関係機関などとの連絡調整、または、それに伴う課題解決に向けた指導、助言などを行うといった趣旨のサービスでございます。

障がいのある方は、一般企業で働いた後、生活環境などが変わりやすいということもありますので、こういったサービスを利用していただきながら、円滑に就労の継続を図るといった趣旨のサービスでございます。

続きまして、③重度訪問介護の訪問先の拡大でございます。

重度訪問介護につきましては、重度の障がいのある方に対して、ホームヘルパーがご自宅を訪問して、身体の介護、家事の援助、居宅内外の移動の支援などを総合的に行うホームヘルプサービスでございます。従来、重度訪問介護につきましては、基本的には、障がいのある方のご自宅が提供場所として定められていたところですが、この改正によりまして、病院、診療所といったものも追加されることとなっております。特に、障がいの重い方、障害支援区分が1から6までありまして、6が一番重いということですが、6の認定を受けている重度の障がいのある方を対象に、入院中においても利用者個々に応じた介護方法等を的確にホームヘルパーが医療従事者に伝達する支援を可能とするというものでございます。

重度の障がいのある方の介護は、非常に個別的な要素がございますので、居宅でなれているヘルパーが入院した先の病院のスタッフに具体的にはこのように介護をしたらうまくいくといったようなことを伝達するということが想定されております。

続きまして、④高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大でございます。

障がいのある方につきましては、65歳になった段階で、原則的には介護保険サービスを利用していただくということが法律上決まっているものでございます。

しかしながら、介護保険サービスに移行した場合、障害福祉サービスと異なりまして、原則、利用者の1割負担がかかってしまう場合がございます。障がい福祉サービスにおきましては、低所得の方については利用者負担がゼロ円でございますけれども、介護保険のほうに移行したことで利用者負担がかかってしまうというものが従来はございました。

これにつきまして、65歳に至るまで、相当の長期間、具体的には5年間と国から示されておりますけれども、5年間にわたり、障がい福祉サービスを利用してきた低所得の高齢の障がいのある方が、引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービス、ちょっとわかりづらいですが、具体的には、ホームヘルプサービスや短期入所、生活介護とい

うものでございます。こちらの介護保険サービスを利用する場合に、障がいのある方の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、介護保険サービスの利用者負担を高額障害福祉サービス等給付費といったもので、具体的には、一旦お支払いいただいた利用者負担を後ほどお返しする償還といった仕組みが設けられることとなっております。

大きい項目の1点目は以上でございまして、次に、2点目の3ページに移らせていただきます。

2点目の項目につきましては、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応ということでございます。障がい児の支援の充実ということでございます。

①居宅訪問型児童発達支援の創設ということで、こちらにも新しいサービスができるものでございます。

現在、児童発達支援という、お子様が施設に通所をしてさまざまな療育を受けるというサービスが従来からございますけれども、重症心身障がい児の知的と身体が重複している非常に障がいの重いお子様の中には、外出すること自体が著しく困難な方が一部いらっしゃるということで、こういった重度の障がいのあるお子様を対象にしまして、札幌市から指定を受けた居宅訪問型児童発達支援事業所の職員が、障がいのあるお子様のご自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導ですとか、知識技能等の付与の支援を行うといった居宅訪問型児童発達支援という新しいサービスが創設されるものでございます。

続きまして、②保育所等訪問支援の支援対象の拡大ということでございます。

こちらにつきましては、保育所等訪問支援事業所の職員が、従来、児童が集団生活を営む施設、具体的には小学校や中学校で生活する障がいのあるお子様のところに訪問をしまして、ほかのお子様との集団生活の適応のための専門的な支援を行うというサービスがございました。

こちらの保育所等訪問支援につきまして、従来、中学校、小学校とか学校等に場所が限られていたものが、乳児院とか児童養護施設に入所しているお子様も対象に拡大するというところでございます。厚生労働省の調査によりますと、乳児院や児童養護施設に入所しているお子様の障がいをお持ちの割合は約3割程度といった情報も示されております。

続きまして、③医療的ケア児に対する各種支援の連携ということで、人工呼吸器を装着している障がいのあるお子様、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのあるお子様が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉等の支援を受けられるよう、地方公共団体は、これらの支援機関との連携促進に努めなければならないといった地方公共団体に対する努力義務が、児童福祉法上、明確に規定されております。

こういった規定を受けまして、札幌市につきましては、先ほど申し上げたようなことも含めて、医療的ケア児に対する支援を推進していくものでございます。

続きまして、④障がい児福祉計画の作成でございます。

こちらにも、障がい児のサービスにかかわる提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障がい児福祉計画を策定するものとするということで、札幌市につきまして

も、障がい者プラン2018の中で障がい福祉計画を位置づけているところでございます。

最後の4ページをごらんください。

大きい項目の3番目は、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備でございます。

まず、①補装具費の支給範囲の拡大でございます。

補装具費につきましては、成長に伴い、短期間で取りかえる必要のある障がい児がいらっしゃるということがございますので、貸与という活用も可能とするよう、改正が行われるところでございます。

続きまして、②サービス提供者の情報公表制度の創設でございます。

障がい福祉サービスを実施する事業者の内容または施設の運営状況に関する情報であって、障がいのある方が適切かつ円滑にサービスを利用する機会を確保するために公表されることが適切な情報について、事業者または施設からの報告に基づき、自治体はその内容を公表しなければならないものとするといった規定が設けられております。

これらの施行期日につきましては、初めに申し上げたとおり、本年4月1日となっております。

2の③につきましては、公布の日ということで、既に施行されているものでございます。

最後に、検討規定ということで、こちらの改正法の施行後3年をめぐりとして、さらに、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定については、施行の状況などを勘案しつつ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるといったことも国から示されているところでございます。

私からは以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。

情報提供という形で、改正障害者総合支援法についての主な改正点のご説明をしていただきました。このことにつきまして、委員の皆様からご質問やご意見等がございましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○森本会長 それでは、次に進ませていただきます。

情報提供2として、平成30年度予算における主要事業等についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(渡辺事業管理係長) それでは、平成30年度の予算につきまして、事業管理係の渡辺からご説明いたします。

資料5をごらんください。

平成30年度の札幌市の歳出の予算ですけれども、一般会計で1兆116億円ということで、前年度に比べて1.5%増加をしております。その中で、障がい福祉関係の予算は847億円で、前年度に比べて7.6%増加しております。

障がい福祉関係予算の増加の理由ですが、障がい福祉サービスや障がい児通所支援の利用増等による予算の増加となっております。

続きまして、平成30年度予算の障がい福祉関係の主要事業についてご説明いたします。

1番目として、障がい者コミュニケーション促進費の640万円を計上しております。  
2番目として、障がい児地域支援マネジメント費が1,500万円、3番目として、医療的ケア児等支援推進費が100万円、4-1として、介護給付費が280億2,490万4,000円、4-2として、訓練等給付費が191億4,166万4,000円、5番目として、障がい児通所給付費が126億4,860万1,000円となっております。

主要事業の内容ですが、1番目の障がい者コミュニケーション促進費は、昨年12月に施行した障がい者コミュニケーション条例に基づきまして、新たな講座の開催や事業者等への補助などにより、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備するものでございます。

裏面に行きまして、2番の障がい児地域支援マネジメント費です。

こちらは、障がい児地域支援マネジャーによる障害児通所支援事業所への療育支援にかかるものです。平成29年度までにマネジャーを2名配置しており、平成30年度は2名を増員して、合計4名となる予定でございます。

3番の医療的ケア児等支援推進費ですけれども、こちらは国庫補助金を活用して、医療的ケアを必要とする障がい児等の受け入れを広げるための支援者養成研修等を実施するものです。

4番と5番につきましては、それぞれ障害者総合支援法または、児童福祉法に基づくサービスの給付にかかる費用でございます。

説明は以上です。

○森本会長 ありがとうございます。

平成30年度予算における主要事業についてご説明をいただきましたけれども、この件につきまして、委員の皆様からご質問やご意見などがございましたら、お受けをいたします。

○加藤委員 私ばかりで申しわけありません。

3番の医療的ケア児等支援推進費に関してご質問したいのですが、検討会としては、まだ検討を開始していないところですが、予算は予算として、項目が支援者養成というふうに決まっているわけではなく、予算上、名目上ということで理解してよろしいですか。

答えづらいかもしれませんが、よろしく申し上げます。

○森本会長 今の加藤委員の質問に対しまして、事務局からお願いをいたします。

○事務局（渡辺事業管理係長） それでは、今、委員がおっしゃられたように、予算要求においてこのような形で要求をして現在ついているもので、中身については、今後の検討によって進めていくものをご理解いただいて結構でございます。

○森本会長 ありがとうございます。

ほかにご質問やご意見等はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○森本会長 物すごくいい流れで終わりを迎えようとしているのですけれども、本日の予定していました審議事項、報告事項、情報提供については全て終了しました。

最後に、全体を通しまして、委員の皆様から何かご意見等がございましたらお受けいたします。

○増田委員 北海道難病連の増田でございます。

私からは、本日、障害者総合支援法の資料をお配りさせていただきました。

障害者総合支援法の対象の病気が、ことしの平成30年4月1日から一つふえて、359となりました。資料の中でふえたところは、243番のキャッスルマン病です。

私ども北海道難病連が引き続き求めたいことは、難病の特性を踏まえた関係者の細やかな対応でございます。難病患者ご本人や家族などに身近な病院や医療機関の医師、相談員から患者家族に対しての周知をしていただきたいと思います。

また、障害者手帳に該当する状態であれば、手帳制度についても説明していただきたく、日常のサービスの利用につなげていただきたいと思いますと思っております。

先ほどのさっぽろ障がい者プラン2018の78ページに、私ども難病連からの意見を最大限に取り入れてもらいました。本当にありがとうございます。その中で、難病相談支援センター事業の項目がございますけれども、北海道難病連の中で、平成30年4月1日に札幌市難病相談支援センターを開設させていただきますこともご報告させていただきます。

以上です。よろしく願いいたします。

○森本会長 増田委員、情報提供をありがとうございました。

難病相談支援センターも事業を開始するという事で、各種、いろいろな障害福祉サービス等の利用についても進めていければいいと感じております。

そのほか、皆様からご意見はございませんでしょうか。

○加藤委員 たびたび済みません。

プランの中身も非常に充実されてきているのと、わかりやすい版などもつくっていただいて、札幌市にいつも努力していただいて本当にありがたいと思っております。

またお願いがあるのですけれども、今、ちょうど4月からの報酬改定の案が出ておまして、今回、放課後等デイサービスと就労事業所が、事業所の区分を分けるための非常に細かな変更がいろいろ出ておまして、非常にわかりづらい中身になっていて、事業者のほうでもそれを読み込むのがとても大変な状態です。それによって報酬単価が変わるという中身になっているのです。

これは、できれば札幌市が主体になって、事業者に対する説明会などを催していただきたいと思っていたところでしたが、先日、札幌市からいただいたメールで、ある団体で企画された説明会に札幌市が行政説明として参加されるという情報をいただいております。やはり、情報の公平性ということで、放課後等デイサービスもそうですし、就労事業所もそうだと思うのですけれども、やはり市が中心となって情報の提供をしていただければ、



より公平性が保たれるのではないかと考えたのです。一団体に対応するのではなく、その門戸を開いていただいて、ほかのところも参加していいですよという情報をいただいたのですけれども、主催としては札幌市ではなかったものですから、そうすると、やはり公平性という意味でちょっと疑問に感じたところもありまして、また、今回、就労事業所も非常に大変な改定にありますので、やはり同じように情報を求めていらっしゃる事業所もたくさんあるのではないかと思いますので、ここはぜひその旨も酌んでいただいて、札幌市として主導的に動いていただければうれしいと思います。あくまでも意見ですけれども、捉えていただければありがたいと思います。

○森本会長 加藤委員、ありがとうございます。

ちょうど4月に改正一部施行になりまして、新たな事業が出てくる部分と報酬改定が一緒に来ているのです。特に障がい分野は0.47%ふえることになっているのですが、ふえる中身が細かく散っているものですから、非常にわかりづらいです。特に今、児童のお話がありましたし、私どもがやっている就労系もかなり大きく違っている部分が出てきています。

あくまでも加藤委員の意見として、札幌市として、今後、そういう可能性とか、できましたら個人的にも新しい事業等の指定についてわからない部分がありますので、事業指定の部分や報酬改定について説明する時間を設けることが難しいのであれば、こちら側からの問い合わせに対して何かお答えをいただける形をとっていただく、もしくは、先ほど加藤委員からお話があったような多くの事業者が参加できるような機会をできればつくっていただきたいという意見を申し上げます。

事務局から、何かございましたらお願いいたします。

○事務局（堀井給付管理係長） 給付管理係長の堀井でございます。

ご意見をどうもありがとうございます。

報酬改定の状況について多少ご説明をさせていただきますと、先週の金曜日に厚生労働省令、報酬告示関係の確定版が公布されたところでございます。札幌市でも、今、その報酬改定の告示の情報を受けまして、具体的には区の保健福祉部で支給決定を行わなければならない加算が多々あるものですから、今、その取り扱いを早急に検討しているところでございます。

今回、ご承知のとおり、報酬改定の項目が非常に多岐にわたっているものですから、我々も国からの情報が非常に遅く、今、鋭意検討を進めている最中でございます。そういった中で、すぐに説明会を開催するということは、国に確認する事項もございますので、なかなか難しいところもあろうかと思うのですけれども、国の情報の一端は、各事業所に情報提供をさせていただいています。また、札幌市からもこういった形で取り扱うという通知は丁寧に発出させていただいて、必要に応じてご質問や説明も丁寧に行ってまいりたいと考えているところでございます。

いただいたご意見も参考にしながら今後の対応を検討させていただきたいと思っております。

ますけれども、この場で説明会をいつやるというところまではなかなか申し上げられなくて大変申しわけないと思っております。

以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。

新しい事業等の指定申請につきましても、国から基準が出てくるのが非常に遅いために、行政対応としてもこの3月、4月は大変難しい時期にあるのではないかと推察できますので、先ほどの加藤委員の意見も含めまして、情報提供や、こちら側はこういうときにこういう対応でよろしいでしょうかというやりとりをさせていただいたら大変ありがたいと思っております。

ほかにございますか。

○近藤委員 視覚障害者福祉協会の近藤です。

私どもの協会も介護事業所を営んでいまして、今、報酬改定のことでも事務方が本当に大変な思いをしています。私も、案の段階の厚生労働省のホームページを見ましたが、すごく小さい字なのです。このルーペで何時間もかかりまして、一応精査させていただいたら、ほどなく札幌市から厚生労働省のホームページを添付したものが送信されてきました。説明会も何もないのですけれども、私どもは視覚障がい者のガイドヘルパーだけに特化した事業所ですが、ガイドヘルパーの報酬改定をもうしなければならぬ状況になって、とりあえずは4月1日稼働分からのので、札幌市から入ってくるのは6月ですけれども、私どもが5月の時点でヘルパーに立てかえで支払いをします。既にそういう時期に達してしまっていて、私は、きょう、事務所でヘルパーの皆さんに文書を発出してからここに来たところです。報酬改定になりますので、雇用契約書の改定ですね。それを発出してきたところですからけれども、非常に大変な作業になっています。

例えば、同行援護で言うならば、最初の部分は結構上がっているのですけれども、加算分が30分ごとに7点ずつ削られていたり、それは結果的にはどうなのかという試算をして担当者と何回も何回も出してみました。

厚労省でも、東京では研修会などを行っています。実は、あした、私どもの上の団体の日本盲人会連合で指導者研修があるのですが、私はこちらの会議を優先したので、今回は行きません。

今、手探り状態で報酬改定に踏み切らなければいけない状態になっていまして、これは作業も本当に大変ですし、そこそこの事業所の出来高もありますので、実際にやってみなければわからないところもあろうかと思いますが、札幌市で大まかでもいいのでガイドライン的なものを出していただけたらありがたいです。厚労省のホームページの添付は何回かいただいていますけれどもね。

なぜこういうお話をするかといいますと、私どもは同行援護事業所で移動支援はしていないのです。同行援護の市のガイドラインは、私が知らない間にできているかもしれませんけれども、おおよそ移動支援のガイドラインに準ずるとなっていたはずですが、

基本的に移動支援と同行援護というのは、サービスの根本的な考え方と質が違います。同行援護は個人給付になりますが、移動支援は地域支援事業なので個人給付ではないです。

同行援護事業所はそんなに多くはないかもしれないですけども、どうして市がきめ細かくガイドラインを作成しないのかというところはいかがなものか、方向性をお伺いしたいと思いました。

厚労省の昨年の研修会のときに、札幌市はないですけども、どうしようかと厚労省の担当者に言ったのです。そうすると、ないと言われてもということで、市は移動支援のガイドラインに準ずるという方向性なのです。ですから、事業所が間違いを犯さない限り、きっちり基本的なことを理解できていれば多少はクリアできますけれども、実際問題としては大変なことなので、同行援護のガイドラインを作成する予定があるのかなのか、伺います。

それから、報酬改定についても、上からおりてくるのがぎりぎりであるのもわかっていますし、札幌市はその情報をどういうツールでどういう形で発出しようとしているのでしょうか。

具体的には難しいかもしれませんが、何かをしないとできないと私は思うのです。方向性をお伺いしたいと思っていましたが、安田課長が退席されてしまったので、お聞きする方がいっしょになくなったのですけれども、とりあえず何かの答えをいただきたいと思っています。

○森本会長 それでは、事務局から、まず、今のご意見の中のガイドラインについてお願いしてよろしいですか。

○事務局（堀井給付管理係長） ご意見をありがとうございます。

給付管理係長の堀井でございます。

課長の安田にかわりまして回答させていただきたいと思っております。

ガイドラインにつきましては、今まで、移動支援のガイドラインを札幌市で独自につくっている状況です。こちらにつきましては移動支援は、地域生活支援事業と言いまして、札幌市独自で運用を決めることができるサービスでございますので、札幌市で独自につくっていたものでございます。一方で、同行援護につきましては、障がい福祉サービスということで、国のほうで具体的な運用等を決めております。そういうこともございまして、今までガイドラインはつくっていませんでした。

しかしながら、質問の多い就労系サービスの事業所向けに、昨年度、就労のガイドラインというものを昨年度に新たにつくっております。障がい福祉サービスの全てについて一つずつガイドラインをおつくりできるかどうかというのは、現時点ではわからないのですが、今いただいたご意見も参考にして、事業所にどのように丁寧に情報提供をしていけばいいのかということをもまず検討させていただきたいと考えております。

○森本会長 ありがとうございます。

本当に大変な時期だと思うのですけれども、実際に事業所の中でもどうしていいかわか

らない部分が出てまいりますので、その辺につきましては、意見を参考にさせていただいて、ぜひ今後の形に生かしていただければと思っております。

○事務局（堀井給付管理係長） 2点目の報酬改定の関係についてですが、先ほど申し上げたとおり、金曜日に情報がありましたので、今回の同行援護の報酬改定は、従来は身体介護ありなしという区分に分かれていたものが一本化されました。また、盲聾者の方に対する支援や、一定の障がい支援区分以上の方については新たに加算が設けられるという報酬改定でございます。こちらの取り扱いについては、今まさに区の支給決定の事務と、あと、事業所への情報提供の通知を作成しているところでございますので、準備ができ次第、間もなく事業所にも通知文という形で情報提供をさせていただきたいと考えております。

○森本会長 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○近藤委員 今の情報提供ですが、5月のレセプトに間に合うような時期にいただけるものでしょうか。つまり4月末ぐらいまでに事業所に情報提供いただけるかどうかということをお伺いしたいと思います。

○森本会長 お願いいたします。

○事務局（堀井給付管理係長） ありがとうございます。堀井でございます。

事業所に請求するに当たっては、具体的には、4月の実績というのは5月に請求することになるかと思っております。その請求に当たっては、利用者の受給者証を確認する必要があると思っておりますので、4月の中旬までには通知を发出させていただく予定で進めているところでございます。よろしく願いいたします。

○近藤委員 ありがとうございます。

○森本会長 ほかに何かございませんか。

○事務局（中田企画調整担当課長） 企画調整担当課長の中田でございます。

先ほど、予算のところに加藤委員から医療的ケア児の件でご質問いただいたころの補足でございます。

今回、資料5の裏面に書いてありますとおり、100万円につきましては、国庫補助金を活用しての支援者養成研修という部分での100万円として、協議の場ということとは別の予算立てになっております。これから協議の場を設置する中で、改めてこれとは別にということ考えておりますので、ご理解をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

○森本会長 ありがとうございます。

ほかに何かご意見はありますか。

○増田委員 北海道難病連の増田でございます。

先ほど、日中に名塚係長ともヘルプマークのお話をさせていただきましたけれども、札幌市として、数の歩合とか、何か大きな意見が出ているとか、この辺はもう済みましたというところがあれば教えてほしいのです。実際に欲しいという方が北海道難病連にたくさん来まして、でも、実際に難病連は配布場所ではないので、私たちが集めながら渡してい

るのですけれども、その現状をお聞きしたいなというところと、先ほど、保健センターにはたくさんありますと教えていただきました。だけれども、実際に本当に手渡っているのか、それから、配布したままではだめですよというところを何度も意見交換させていただきましたので、どのように活用されていて、どのようなところが不便だったのか、それから、前に山内委員とヘルプカードの打ち合わせをしているので、その辺のところも情報交換できればいいと思っています。

現状や、何か聞いていることがあれば教えてください。

○森本会長 ありがとうございます。

今のヘルプマークの進みぐあい、配布状況についてお願いします。

○事務局（中田企画調整担当課長） 企画調整担当課長の中田でございます。

ご意見をありがとうございます。

まず、ヘルプマークにつきましては、当初は1万セットをつくりまして、それで足りなくなり、追加で5,000セットをつくったところです。1月上旬ぐらいの時点で1万セットぐらいがはけているということで、かなり足りない状況になっています。

今お話があったとおり、窓口によって偏りがございまして、特に地下鉄駅の窓口が多く出ておりますが、結構足りなくなっていて、ほかから回したりという状況があります。

ただ、平成29年度予算でつくれるのは1万5,000セットが限度ですので、年度がかわった段階で新たに発注して、追加で数をふやしていきたいと思っています。

ただ、発注してからできるまでに多少の時間がかかりますので、その間はなるべくあるところという案内をさせていただこうと考えております。

区役所の中でも、保健福祉課と保健センターと両方で配っているのですが、保健センターはどちらかというところと妊娠初期の方を対象にしておりますので、数としては出方が少ないということで、保健センターは数が余っております。ただ、足りなくなったときに区役所の中でも使い回しをしているところがあります。

それから、アイン薬局にも一定数の配布をお願いしております、アイン薬局も比較的余裕があると聞いております。まだ市内に何十箇所がございますので、そちらに行っていたらお配りできるかと考えております。

いずれにしても、6月ぐらいにはまた新しいものが入ってくると考えております。我々も、極力、あるところからないところに回すような努力はしておりますので、もしないということがありましたらご相談いただければと考えております。

また、つくった後のPRについてですが、バスとJRの関係で、4月からJR北海道と市内を走るバス会社5社にご協力をいただきまして、優先席付近にヘルプマークのステッカーを張っていただくことになりました。今まで、市電と地下鉄は市営交通ということで、専用席、優先席付近に張ってあったのですが、4月からは、中央バス、ジェイ・アール北海道バス、じょうてつバス、夕鉄バス、ばんけいバス、プラスJR北海道の鉄道ということで、特に札幌市内を運行するものにはステッカーを張っていただいて、駅や車内にもポ

スターを張っていただくようなご協力もお願いしているところです。

きょう、ちょうど報道機関にその情報を提供する仕事がありまして、それを取り上げていただけるかどうかは報道機関のご判断ですが、とりあえず、そういう形で普及啓発を進めていこうと考えております。

バスに乗ってもヘルプマークをどこにも張っていないということがこれまでにありまして、ほかの乗客の方々になかなかご理解をいただけない部分もあったと思いますが、その部分はこれから少しずつ解消していくのではないかと考えております。

また、地下鉄の駅の中に電照掲示版がありますが、今、マタニティマークの掲示版をよくごらんになれるかと思えますけれども、そこで少しずつヘルプマークも一緒に掲示する形を考えております。予算の関係で一遍にということではできないですが、そういう部分でも啓発を進めていきまして、市民の方々にご理解、ご協力いただけるような体制を考えていきたいと思っております。決してつくって終わりということではございませんので、そういう部分につきましては、これからますます力を入れていきたいと考えております。ご理解をよろしく願います。

○森本会長 ありがとうございます。

増田委員、よろしいでしょうか。

○増田委員 はい。

○森本会長 バスやJRもふえるということで、大変いいことだと思っております。

先日、東京で事業所の全国大会があつて、私は行ってきたのですが、黒いバッグに真っ赤なヘルプマークがどんと印刷されていたのです。これを持っているだけでマークですということで、皆さんぜひこれを使ってくださいということでした。そういう使い方もあるのだなと改めて感じました。

ほかにご意見はないでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○森本会長 なければ、本日予定していた事項は全て終了とさせていただきます。

皆様には、長時間にわたり、いろいろなお意見を頂戴しまして、ありがとうございます。た。

札幌市としましても、出されましたご意見をぜひ酌み取っていただければと思っております。

事務局にお返しいたします。

### 3. 閉 会

○事務局(中田企画調整担当課長) 森本会長、浅香副会長を初め、委員の皆様には、長時間にわたりご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

本日いただきましたご議論の結果等につきましては、今後の障がい者施策に関する各事業に反映させてまいりたいと考えております。

これもちまして、平成29年度第2回札幌市障がい者施策推進審議会を終了させていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

以 上